

後淡海宮御宇天皇論 (下)

文學博士 喜田貞吉

四、倭姫王皇后即位の論證

子儲位を辭し給ふ。日本紀に其の當時の事情を記して、

余輩は前二章に於て、大友皇子即位の事を云へ

る史料の頗る薄弱なる次第を叙し、天智天皇の崩

後に於て皇子が即位し給ひきとの大日本史及び長

等の山風の論證の、未だ不備なる所以を觀察した

りき。然るに之に反して一方には、天智天皇の皇

后倭姫王が、天皇崩後の淡海朝廷に於て天皇と仰

がれ給ひきとの御事の、之を前後の傍例と、其の

當時の状態とに徴し、亦之を當時を距る遠からざ

る時代の史料に求めて、證據頗る確實なるものあ

るを見る。乃ち左に聊か之を辯せん。

天智天皇の晩年御病篤きに及び、東宮大海人皇

天皇疾病彌留、勅して東宮を喚して臥内に引き

入れて詔して曰く、朕病甚し、後事を以て汝に

屬す云云。是に於て再拜して病と稱して固辭し

て曰く、請ふ洪業を奉じて太后倭姫王皇后に付屬し、

大友王をして諸政を宣せしめ奉らん。臣請ひ願

はくは天皇の奉爲おんために出家修道せん。天皇許し

給ふ。

とあり。蓋し天智天皇崩後には皇后即位し給ふべ

しとの條件の下に、大海人皇子は皇儲を辭し給ひ

しなり。天皇崩後皇后即位し給ふの實例は、此の

前後に於て頗る多し。而して此の事は、既に宣化

天皇崩御の際に於て、其の萌芽ありしを見るなり。日本紀に曰く、

四年冬十月武小廣國押盾天皇宣崩す。皇子天國

排開廣庭天皇明群臣に命じて曰く、余幼年淺識

未だ政事にはならず。山田皇后明かに百揆にな

らひ給へり。請ふ就いて決せよと。山田皇女怖み

謝して曰く、妾恩寵を蒙る山海もなんぞ同じか

らん。萬機の難き婦女いづくんぞ預らんや。今

皇子は老を敬し少を慈み云々。請ふ諸臣等、早く

登位たかみくらみに臨みて天下に光り臨みまつらしめよ。

冬十二月天國排開廣庭天皇の位に即く。

と。されば此の時には事實上女帝の出現を見るに

は至らざりしも、其の思想は既に當時に存在せし

ことを知るに足るべし。蓋し上代にありては、幼

帝立ちて權臣政を辨するが如きの事は未だこれな

く、天皇は必ず親しく政治を摠攬し給ふに堪ふる

御方ならざるべからざりしかば、儲位の皇子御年

なほ若くまします際には、先帝の皇后先づ帝位に

即き給ひて太子の御成長を待ち給ひ、太子は之を

佐けて政治の實際にならひ給ふを可とせしによる

ものならん。其の先后の即位を可とする所以のも

のは、若し其の間に他の男帝立ち給はんには、其

の男帝の皇子と先帝の太子との間に皇位繼承上の

紛紜を來すの虞あらんも、其の中間の繼續として

先帝の皇后立ち給はんには、決して此の患なかる

べきを以てならん。斯くて崇峻天皇の非業に崩じ

給ひし後、當然立つて天皇たるべき厩戸皇子のな

ほ御年若くましましたるが爲に、推古女帝用明天皇の皇后

は立ち給ひしなり。蓋し此の思想の實現せられた

るものと見るべし。次で舒明天皇の後に皇極女帝

給へるなり。蘇我大臣父子中大兄皇子の爲に誅せ

られて、皇極天皇位を遁れ給ふや、皇子御年なほ

若く十九おはせしが上に、自ら直ちに立ち給ふの不

可なる事情やおはしけん、乃ち孝徳天皇を擁立し奉りて、皇子は皇太子となり給ふ。かくて天皇の崩じ給ひし後にも、皇太子はなほ立ち給ふに不利なる事情のおはしてにや、皇祖母尊○皇極重祚し給ひて齊明天皇と申す。齊明天皇崩じて皇太子なほ立ち給はず、東宮にありて制を稱し給ふこと六年、ついで位に即き給ふ。天智天皇是なり。皇弟大海人皇子を儲位に定め給ふ。蓋し然るべき事情おはしての事ならん。日本紀には之を東宮皇大弟などあり。斯くて此の東宮なる大海人皇子は、前記の如く皇位を倭姫王皇后に傳へ給ふべき條件の下に儲位を辭し給ひしなり。然らば其後特別の事情の起らざる限りは、此の條件は必ず實現せられ、ここに女帝の御一代を見るべき順序なりしなり。尋いで天武天皇の崩後草壁皇太子なほ御年若くおはし、かば、御母にたます持統女帝○天武天皇の皇后立ち給ふ。亦前例を追へるなり。文武天皇崩じて皇后ましま

さず。而も皇子復幼なり。乃ち御生母○草壁皇太子の妃元明女帝立ち給ふ。事情に於て先后の立ち給ふ例を追へるものと見るべし。尋いで元正女帝の立ち給ひしも、亦依然皇太子の御成長を待ち給へるの意と解せらる。元正天皇は文武天皇の皇妹にして、皇后にてはましまさず。而も其の天位に即き給ひしは、當時女帝の朝に立ち給ふこと普通にして、上下これに慣れ、敢て怪しまざりし結果ならん。然るに其の後聖武天皇の御代に至りては、皇后は藤原氏の出にてゐませば、到底天位を繼承し給ふべきにあらず。こゝに於てか皇后即位の先例を廢せられて、皇女孝謙天皇立ち給ふ。女帝皇位繼承の例は斯くの如くにしてもなほ繼承せるなり。而して光明皇太后は、御在世中事實に於て院政を行ひ給ふの姿にてましましき。

斯くの如く、女帝は殆ど一代置き毎に立ち給ひて、前後約百八十年の久しきに及び、其の中間に

於て倭姫王皇后即位の條件は契約せられたりしなり。而も天智天皇の崩後、壬申亂の起る以前、約六ヶ月の間には淡海朝廷に於て何等の事變ありしを見ず。然らば皇位は豫定の如く此の倭姫王皇后に傳はり、大友皇子は皇太子として、なほ聖德太子が爲し給ひしが如く、親しく諸政を宣し給ひしものと解するを至當とせん。況や倭姫王皇后を天皇と稱し奉り、此の間の御代を太后天皇の御代と號するの史料の、最も確實なるもの少からず存するあるをや。

懷風藻釋智藏の傳に曰く、

智藏は俗姓禾田氏、淡海帝

○天智天皇

の世唐國に遣

學す。時に吳越の間に高學の尼あり。法師尼に就いて學を受け、六七年間にして學業顯秀す。同伴の僧等頗る忌害の心あり。法師之を察し、軀を全うするの方を計り、遂に髮を被り偽り狂して道路に奔蕩す。中略太后天皇の世、師本朝に

向ふ。同伴陸に登りて經書を曝涼す。法師襟を開いて風に對して曰く、我亦經典の奧義を曝涼すと。衆皆嗤笑し、以て妖言となす。試業に臨みて座に昇り敷演するに、辭義峻遠、音詞雅麗にして、論難蜂起するに應對流るゝが如く、皆屈服して驚駭せざるなし。帝之を嘉し、僧正に拜す。時に年七十三。

と。こゝに淡海天皇とは言ふまでもなく天智天皇の御事なり。智藏天智天皇朝に唐に留學し、在留六七年學大に進む。其の後の滯留何箇年なりしか固より今にして之を知るべからざるも、思ふに久しからざりしなるべく、而して、天武天皇二年に於て彼が僧正に任せられたりしことは、僧綱補任之を記し、一切の僧傳佛事史之を認むるによりて觀れば、彼の歸朝は必ずや天武天皇二年以前ならざるべからず。天智天皇朝入唐し、在唐六七年學大いに進み、天武天皇二年以前なる太后天皇の世

に歸朝したりとせば、其の所謂太后天皇とは何帝を擬し奉るべきか。從來之を解するもの、或は以て持統天皇となす。若し果して然らば、彼は學成りて後尙十餘年間佯狂して唐に在留し、而も其の佯狂在留中、遙に僧正に任せられたりと謂はざるべからず。當時如何ぞ僧正遙任の事あらんや。況や懷風藻には歸朝の後試業の好成績によりて、僧正に任せらるることを明記せるをや。懷風藻は奈良朝の書なり。其の當時と距ること遠からず、大鏡・水鏡等の如く、甚しき誤謬あるべくもあらず。況や特に太后天皇といふ如き、普通ならざる治世の名を用ふるあるをや。本書の此の條の記事信せざるべからざるなり。言ふまでもなく太后天皇とは、皇太后にして天子となり給へる御方の稱なり。日本紀天智天皇條に天皇の詔を録して、中に齊明天皇の御事を皇太后天皇と申し奉れり。靈異記にも亦持統天皇の御事を大后天皇とも、大皇后天皇

とも申し奉れるあり。以て證とすべし。さて天智天皇以後天武天皇以前に於て、太后天皇と申すべき御方を求むれば、實に此の倭姫王皇后以外に到底これあるべからず。況や天平十九年奈良大安寺三綱言上の同寺伽藍縁起流記資財帳に、明かに此の皇后を仲天皇としも申し奉れるものあるをや。資財帳に曰く、

天皇齊筑紫朝倉宮つるぎに行車こりましまさに崩じたまはんとする時、甚くいた痛み憂ひ勅りたまはく、此の寺を誰にか授けてまより參集つと、先帝の待ち問ひたまはく、いかゞ答へ申さんと憂ひたまひき。時に近江宮御宇天皇奏したまはく、開ひらい鬢かみに墨刺み、肩かたに鉸あを負ひ、腰に斧を刺みて爲し奉らんと奏しき。仲天皇奏したまはく、妾も我妹と、炊女として造り奉らんと奏しき。時に手を拍ち慶びたまひて、崩じたまひき……。

と。こゝに「開」とは天命開別天皇、即ち天智天皇

にましますこと、近江宮御宇天皇とあるによりても明にして、蓋し「開別」の御名を略して、自ら呼び給ひしものなり。而して、之に對して此の天皇を「我妹」と呼び奉り、自ら「妾」と稱し、「炊女」となりても大安寺を造り奉らんと、齊明天皇に對し奉りて受け合ひ奉りし「仲天皇」は、そも何人にかおはすべき。言ふまでもなく其の皇后にます倭姫王ならざるべからず。群書類從には此の資財帳を收めて、「仲天皇」を「件天皇」となす。蓋し齊明天皇に擬するなり。然れども「件天皇」にては文意通せず、「妾」と云ひ「我妹」と云ひ、「奏」といふこと、一も解すべからざるのみならず、又同書の原文にも明かに「仲」とあれば、是は問題となすの價値なし。大日本古文書亦此の文書を收めて、仲天皇に注する持統天皇の御名を以てす。然れども、齊明天皇崩御の際には、持統天皇は御年十七歳にて、御父帝に伴はれて新羅親征の軍旅中にましましきとは

思はれず。又御父なる天智天皇に對し奉りて、「我妹」と仰せ給ふべくもあらねば、是れ亦問題とはならざるなり。「妹」とは普通の場合妻として其の配偶者を呼ぶの稱なり。日本紀に仁賢天皇朝に於ける或る女人の、「母にも兄、吾にも兄、弱草の吾夫はや」と號泣せし語を注して、「古者不言兄弟長幼、女以男稱兄、男以女稱妹とあり。然れども、こは日本紀編纂當時より見て、「古者」の事なり。大安寺資財帳の筆者は必ず之を以て、天智天皇即ち中大兄皇太子の御配偶の御事として執筆せしものならん。又事實上、天皇の皇姉妹中に、之に擬し奉るべき御方あるを見ず。されば、こゝに仲天皇とは、古人大兄皇子の女にして、天智天皇即位し給ふに及びて立つて皇后となり給へる、倭姫王其の人ならざるべからざるは明かならずや。果して然らば、何が故に倭姫王を仲天皇と申し奉りしか。其の意義に就いては便宜説明を後章に譲

るべきも、要するに倭姫王皇后が、天皇として仰がれ給ひし御方なりしとは明かなりとす。殊に右の大安寺資財帳が、一の私の記録にあらずして、官の大寺が政府の命によりて録上し、三綱連署を以て公に提出せし文書なるによりて、一層の價值あるを認めざるべからざるなり。

仲天皇はナカツスメラミコトと讀むべし。萬葉集に「中皇命」とある亦是なり。同書に「中皇命往于紀伊溫泉之時御歌」三首を録す。時代は齊明天皇の御代とあり。從來之を解する者、「中皇命」を以て「中皇女命」の「女」字を誤脱せるものなりとし、或は「中皇女」の誤寫なりとす。而して時代と狀況とを案じて、舒明天皇の皇女にして、孝徳天皇の皇后に立ち給へる間人皇女の御事なりとし、爾來亦多く之を疑はんともせざるなり。然れども、こゝは中皇命の語を解する能はざりし結果にして、山上億良の類聚歌林には、此の詠を以て「天皇御製

の歌」としも傳ふるあれば、所謂中皇命が其の文字の如くナカツスメラミコトにして、即ち天皇にてましますは明かなりとす。何ぞこれを誤脱誤寫なりなどと想像して、間人皇女にますと曲解するを要せんや。

今此の御製歌の時代を案するに、日本紀に齊明天皇四年十月紀溫湯に行幸の事あり。翌月有間皇子謀叛の事ありて、皇子を捕へて紀溫湯に送り、中大兄皇太子は、こゝに親しく之を鞫問し給ふ。然らば皇太子は天皇の行幸に陪從し給ひしなり。妃倭姫王が亦之に従ひて紀伊溫泉に往き給ひ、磐代の岡に事よせて、夫の皇太子たる君が齡と、其の配偶たる吾が齡とを祝ふの詠ある、まことに其の理由あり。然らば憶良の歌集が、後の尊稱よりして之を天皇御製となすも、亦正傳を得たるものなりと謂ふべきなり。然るに之を舊説の如く中皇女命、若くは中皇女の誤寫なりとし、孝徳天皇の

皇后間人皇女の御歌なりと解せんか。既に先帝の皇后とます御身分の方を皇女と申さんことも妥當ならず。況や先帝の皇后が、當時天皇に従ひて紀伊温泉にありしとの事を想像すべき何等の理由なく、又天皇と御自分との齡をかけて、磐代の岡の草根を結ばんと希ふことも似つかはしからざるをや。殊に其の第二詠の如き「我が妖子」とは何れの御方を指し給ひしか、到底之に擬すべき御方なきを如何せん。所謂中皇命の御歌に曰く、

君がよも、吾がよも知らむ磐代の

岡の草根をいざ結びてな

吾がせこは借かり虚ほ作らす草ななくば

小松が下の草かを茹からさね (第三首略)

是れ余が中皇命を以て、誤脱誤寫にあらず、大安寺縁起に所謂仲天皇にして、實に當時中大兄皇太子の妃にてまし、倭姫王の御事なりとなす所なり。

既に懷風藻に其の御代を太^〇后^〇天^〇皇^〇の世と稱し、大安寺資財帳に之を仲^〇天^〇皇^〇と書し、萬葉集に之を中^〇皇^〇命^〇と云ひ、類聚歌林に其の詠を天^〇皇^〇御^〇製^〇ともあるに於て、此君が其の遠からぬ後の世に於て、天皇と仰がれ給ひし御方なりしことは、證據十分なりと謂はざるべからざるにあらずや。是等の書は、大鏡・扶桑略記以下の後世の編著とは選を異にして、孰れも當代を距る遠からざる時代の、正確最も信すべき史料なり。其の價值固より同一視すべからず。況んや之を前後の事情と當時の條件とに徴して、倭姫王皇后の即位殆ど疑を容れざるに於てをや。

然れども今暫く一步を譲りて、日本紀之を記せざるの故を以て、倭姫王皇后は未だ即位の式を擧げ給ふに及ばず、單に先帝の皇后として制を稱したまひ、間もなく壬申の亂起りて、つひに其の地位を去り給ひしものなりきと假定せんか、壬申亂

後の朝廷に於て其の間の治世を認めず、之を御歴代に列し奉らざりし理由は以て解すべきも、事實上の天皇として、たとひ數ヶ月間なりとも明かに御治世を有し給ひしことは、日本紀が御即位前の天智天皇の稱制六年間、及び持統天皇の稱制三年間をも、共に天皇の御治世と認めたりし例によりて、亦之を認め奉らざるべからざるなり。況や天武天皇の御裔が引續き朝に立ち給へる奈良朝時代の諸書、特に大安寺資財帳の如き公に提出せし文書に於て、之を天皇と記し奉りて憚らざりしものあるに於てをや。倭姫王皇后が後淡海宮御宇天皇とならせ給ひしと、到底否定すべからざるなり。然らば何が故に此の君を仲天皇若くは中皇命と申し奉りしか。請ふ之に關する意見を左に披瀝して、大方の教示を請はん。

五、中天皇の語義に就いて

仲天皇又は中皇命は、一の普通名詞にして、共にナカツスメラミコトと讀むべし。こは右に引ける大安寺資財帳及び萬葉集の記事以外、なほ續日本紀所載稱徳天皇の宣命、正倉院御所藏の象牙札の銘、及び萬葉集中の他の一ヶ所にも、亦等しく此の語の存せるによりて察せらるゝなり。

稱徳天皇の宣命の文に曰く、

天皇の御命らまと詔りたまはく、掛まくも畏き新城の大宮に天の下治ろし給ひし中都天皇の、臣等を召して後の御命に勅りたまひしく、汝等を召しつる事は、朝廷に侍へ奉らん狀教へたまはむとぞ召しつる。おたひに侍りて、諸聞食させ、貞しく明かに淨き心を以ちて、朕が子天皇に侍へ奉り、護り助けまつれ。繼ぎては是の太子を助け侍へ奉れ。朕が教へ給ふ御命に順はずして、王等は己が得まじき帝の尊き寶位を望み求め、人をいざなひ、悪く穢き心を以ちて逆

にある謀を起て、臣等おみたちは己がひきびき、是に託つき彼に依りつつ、頑つたくなに禮れいなき心を念おもひて、横よこしまの謀を構へ、かくあらむ人等ひとらをば、朕あま必ず天あま翔かり給ひて見そなはし、退ひげ給ひ、捨すて給ひ、きらひ給はんものぞ。天地あめつちの福ふちも蒙まらし、是かの状さま知りて明かに淨よき心を以ちて、侍つかへ奉らん人をば、慈あはれみ給ひ、愍あはれみ給ひて、治ちめ給はむ物ぞ。又天あめの福ふちを蒙まり、永とこき世に門かど絶たえず侍つかへ奉り、昌さかえむ、こゝ知りて謹むかしまり、淨よき心を以ちて侍つかへ奉れど、命いのちりたまはむととも召よしつると勅おほせり給ひ、おほせ給ふ御命みことを、衆もろく諸しよ聞きこしめさへど宣のたまふ。

こゝに中都天皇とは、亦明かにナカツスメラミコトと讀むべく、前記仲天皇又は中皇命とあるに同じ。而して本居宣長翁は此の中都天皇を解して其の歷朝詔詞解に、

平城ならは元明天皇より數へまして、元正天皇は第

二世にますが故に、中つとは申し給へるなり。中昔に人の女子あまたある中にも、第二に當るを中の君と云へるに同じ。

と言はれたり。たゞに女子のみに限らず、舒明天皇の第二皇子とます葛城皇子、○天智中大兄皇子と申すも同一の例にして、第二番目に生れたる子女は、第三番目の子女生れたらん場合に對して、「中の坊つちやん」「中の嬢さん」などと呼びならはし、更に第四・第五の子女生れて後に至りても、なほ此の稱をつぐことは今も俗間に往々見る習なれば、本居翁の解説一往其の理なきにあらずと雖、今此の全文を通讀する場合には、こゝに「中都天皇」とある君を元正天皇にてますとは解し得ざるなり。蓋し翁は先づ中天皇を以て第二の天皇の義なりとするの解説を得られたるが爲に、深く他を顧るに暇なかりし結果ならんか。

右の宣命に所謂「中都天皇」の詔は、明かに「後

の御命」とありて、其の天皇崩御の際の遺詔ならざるべからず。而して其文中に「朕が子天皇に侍へ奉り、護り助けまつれ、繼ぎては是の太子を助け侍へ奉れ」とあるを思ふに、崩御の際に當りて其の御子とます天皇と、太子とを有し給ひし君ならざるべからず。而して斯くの如きの君は稱徳天皇以前に於て、元明天皇の外あるべからざるなり。天皇は養老五年十二月に崩じ給ひしが、其の當時は御所生の皇女なる元正天皇の御世にして、御孫にます聖武天皇は、實に皇太子にてましまし、なり。然らば此の「中都天皇」を以て、元明天皇にますと解し奉らんこと、毫末の異議あるべからざるなり。本居翁は「朕が子天皇」は聖武天皇にして、太子とは孝謙天皇にますと解せられ、「聖武天皇は實は御勅命に坐ませども、太子とし給へれば、朕が子とは詔給へるなり」と論じ、其の傍例をも擧げられたり。而して當時既に孝謙天皇が、皇太子

にてましまし、事實を指摘せられたり。されば單に此の事情のみを以てせんには、之を元正天皇に擬定し奉らんこと、亦必ずしも不可ならざるに似たれども、到底之を元明天皇となすの一層適切なに如かざるなり。之を續日本紀に就いて見るも、元明天皇は御病篤きに際して、屢々後事を遺詔し給ひしも、元正天皇には一もかゝることありしを言はざるなり。況や之を「新城の大宮に天下治め給ひし中都天皇」と申し奉れるあるに於てをや。「新城の大宮」從來正しく解し得たるものを見ず。余亦久しく之が定説を得ず。嘗て天武天皇が新城に遷都し給はんとして果し給はざりし事あり。今郡山町の南に新木と稱する地あれば、新城或は此の所なるべく、而して平城の地亦之に近ければ、或はこれをも新城と呼びしにあらざりしかども考へたる事もありしが、今にして思ふに尙足らざりき、平城宮果して新城宮ならんには、之を詔し給

へる稱徳天皇、亦正に「新城宮御宇天皇」にてますべく、此の同じ語を以て、過去の某帝をあらはし給はんは適切ならず。一説に「新城」は「平城」の誤寫ならんと云へど、同じ平城宮御宇天皇なる稱徳天皇の御口より、過去の某帝を斯く申し奉らんこととの不可なる亦同じ、元明天皇より光仁天皇まで七代悉く平城宮御宇天皇にてましますなり。故に天平十九年の法隆寺資財帳・大安寺資財帳等には、同一「平城宮御宇天皇」の御名の下に、當時の年號を記して其の治世を分つべく記述せり。よりに思ふに、こゝに同じ平城宮御宇天皇にてます稱徳天皇の御口より、同じく平城宮御宇天皇にてます過去の天皇を指し奉りて、特に「新城の宮に天下治め給ふ天皇」と宣り給へるは、新に營まれたる平城宮の御代を指し給へるものなりと解するを妥當とせん。余輩は此の意味よりしても、亦此の「中都天皇」が平城宮御宇第一代の元明天皇にます

べきを信せんとするなり。若し之を強ひて元正天皇なりと擬し奉らんか、新城宮の義到底解すべからざるなり。次に正倉院御所藏御物の象牙札には、金粉にて表に、
平城御宇中太上天皇恒持心經
裏に

天平勝寶五年歲次癸巳三月二十九日

と書きたるものあり。勝寶は孝謙天皇の御代の年號なり。而してこゝに中太上天皇とあるは、前記稱徳天皇即ち此の孝謙天皇の後の御代の宣命に、中都天皇と申し給へると同一の君ならざるべからず。或は此の「中」を先中後の「中」の義に取り、當代以前の奈良朝に於ける三柱の太上天皇の中の太上天皇、即ち元正天皇にますと解すべきに似たれど、斯く相對するは三柱の君の現に並びませる時の稱ならばこそあれ、當時既に元明・元正兩帝ともに崩御の後なるが上に、事實上三上皇の並び給ひ

し時もなければ、此の考は當らざるべし。或は之を
當代の聖武太上天皇の御事にやとの説もあれど、
之を特に中太上天皇と申すべき理あるべからず。
されば是れ亦宣命に示し給へる元明太上天皇の御
事なりと解すべきものなりとす。

然らば何が故に元明天皇を中都天皇と號し奉り
しか。

今一つ萬葉集には、舒明天皇の御代として、「天
皇遊^ニ獲内野之時、中皇命使^ニ間人連老^ニ献歌」と
題する歌あり。此の中皇命亦從來解して間人皇女
にして、中皇命は中皇女命又は中皇女の誤りなり
となす。然れども是れ亦間人皇女にてますとなす
べき理由あるべからず。亦謬寫と見るべき必要も
あることなし。こゝに中皇命とは天皇に陪從し給
ひし寶皇后の御事なるべし。皇后後に即位して皇
極天皇と申す。こゝを以て之を中皇命（みつみまらむこと）と稱し奉れ
ること、前記倭姫王の場合に同じ。舒明天皇内野

御遊獵の事日本紀之を記せず。今假りに之を御代
の最後の年とするも、此の時天智天皇は御年十六
にてましまし、かば、其の御實妹とます間人皇女
は、更にそれよりも御年少なるべく、其の御年少
の皇女が父天皇の御遊獵に陪して、侍臣に命じて
歌を献せしめ給ひしとは想像すべからず。むしろ
傍例に徴して寶皇后即ち皇極天皇の御事なりと解
するを至當とすべきなり。

然らば何が故に皇極天皇を中皇命と號し奉りし
か。

今以上、中都天皇・中太上天皇・仲天皇・中皇命と
ある四箇の史料を通覽するに、其の天皇と指し奉
れるところは孰れも女帝にてましますなり。よつ
て思ふに本來女帝の立ち給ふや、皇嗣とます皇子
の長じて政に熟し給ふを待つの意味にての御事な
るべければ、先帝と後帝との中を取り持ち給ふ天
皇との義を解し奉るべきに似たれども、斯くては

元明・元正兩天皇共に中天皇にてましますべく、稱徳天皇の宣命に中都天皇と指し給へる御方が、果して孰れの天皇にましますかを明かにし難きの憾なきにあらず。然るに河内野中寺なる金銅佛の臺座に刻せる造像銘には、齊明天皇を指して中宮天皇と稱し奉れる實例あり。銘に曰く、

丙寅年四月大日八日癸卯、開記、橘寺智識口等、
口中宮天皇大御身勞坐之時誓願之、奉彌勒御像也。交口人數一百十八、是依六道四生人等、此致口相之也。

文字讀み難く文意通じ難きものなきにあらね共、丙寅の年四月の大の月にして、其の八日の癸卯の日に當れるは、天智天皇の五年以外にあるべからず。而して天皇の五年釋尊降誕の吉日を以て、中宮天皇の御爲に佛像を造る。こゝに中宮天皇とは必ず今上の御生母とます齊明天皇を指し奉れるものならざるべからず。

齊明天皇はもと舒明天皇の皇后にして、後に天位に即き給ひし君なれば、實に中宮天皇にましますなり。されば天皇崩じて之を越智の陵に葬り奉るや、天智天皇群臣に謂つてのたまはく、

我れ皇太后天皇の敕する所を奉じて、萬民を憂へ恤むの故に、石槨の役を起さず。冀ふ所は、永代に以て鏡誠とせよ。

こゝに「皇太后天皇」とは明かに齊明天皇にてましますなり。舊説或は皇太后と天皇とを別視す。然らば皇太后とは孝徳天皇の皇后間人皇女にてますか。而も皇后は既に天智天皇の四年に崩じ給ひ、六年齊明天皇を葬り奉るに當り、其の越智陵に合葬せられ給へるなり。何ぞこゝに天皇の勅と共に皇太后の令旨を言はん。假りに皇太后亦薄葬の御遺志あり。其の令旨をも天皇の遺勅と竝べ説くの便宜上、「勅」の一字に籠めたりとせんも、今天皇の遺勅により、葬を薄くし給ふことを述べ給ふに

當り、こゝに之を援引するの要あらざるべきならずや。されど尙假りに百歩を譲りて之を援引すと言はんも、斯くては天皇皇太后と序すべく、皇太后を天皇の上位に置くべからざるにあらずや。況や他方に於て、太后天皇の御稱號の其の例少からざるをや。彼の懷風藻に倭姬皇后を太后天皇と申し奉れるとは既に言へり。但こは天皇なるの御資格に於て問題あるが故に、暫く例とすべからずとせんも、靈異記に二箇所までも、持統天皇を太后天皇若くは大皇后天皇と呼び奉れるは如何に。該書上卷「忠臣少欲足諸天見感、得現報示奇事」縁第二十五に、

故中納言從三位大神高市萬侶卿者、大后天皇時忠臣也。

とあり。こは明かにもと天武天皇の皇后にておはし、持統天皇を指し奉れるなり。又同卷「持戒比丘修淨行、而得奇驗力」縁第二十六に、

大皇后天皇之代有百濟禪師、名曰多常。

とある大皇后天皇も、亦同じく持統天皇にてましますべきなり。こは本書の例、ほん年代を以て序づるによりても察せらるゝなり。然らば天智天皇の群臣に語り給ひし皇太后天皇が、齊明天皇にてましますは明なりと謂はざるべからず。而して其の皇太后天皇は是れ直ちに中宮天皇にてますべきなり。天智天皇五年に於て開眼せる佛像に、中宮天皇御不豫の節に誓願して其の像を作ると銘せるもの、齊明天皇を措き奉りて何ぞ他に之を求むべけんや。

凡そ佛像の成るは、必ずしも其誓願の時なるを要せざるなり。推古天皇十三年四月に、天皇皇太子・大臣、及び諸王諸臣共同誓願して作れる銅繡丈六佛像は、滿一箇年を費して翌年四月に成れり。奈良薬師寺金堂に今も存する丈六薬師三尊は、恐らく持統天皇が尙天武天皇の皇后にてましまし時、

天皇の即位八年庚辰の歲建子の月、即ち日本紀紀年の九年十一月の誓願にして、其の始めて成れるは持統天皇の十一年六月なれば、其の間實に十七年七箇月を費したり。されば此野中寺の佛像も、齊明天皇七年五月、朝倉社の神の祟ありて、七月に天皇崩じ給ひしものなれば、此の際橘寺の知識等が誓願して、人數一百十八人を催し、天智天皇五年四月八日の聖日を期とし、此の銘を刻して開眼供養せしものと解すべきものならんなり。

大寶令に皇后宮を中宮と稱す。大皇太后、皇太后宮亦自ら中宮なりとあり。蓋し其の中宮職に於て三后宮の御事務を合せて扱ひ奉りしなり。されば皇后をも、皇太后をも、大皇太后をも、單獨に亦中宮と申し上げたるや論なし。平安朝に於て、皇后中宮竝立の場合にも、正しくは其の中宮たる御方をも皇后と申し上げ、冊立の宣命には皇后と記し給ふを例とするなり。奈良朝に於て、聖武天皇

其の御生母藤原宮子娘を尊みて皇太夫人とし、爲に中宮職を置き給ふ。而して別に藤原光明子を皇后となし給ふ。こゝに於て別に皇后宮職あり。中宮と皇后宮と相竝立す。桓武天皇の時、御生母高野皇太夫人を中宮とし、別に皇后宮職を置き給へる亦同じ。然れどもこは令制の變態にして、古くは皇太后をも、大皇太后をも、共に中宮職にて御扱ひ申し上げ、之を通じて中宮と稱し奉りし事は明なり。中宮とはもと正殿及び東宮に對する宮殿の位置上の名なり。中宮がもと其の宮殿の名稱なりしことは、續日本紀に、天平勝寶六年七月、大皇太后中宮に崩すとあるによりて知らる。こゝに大皇太后とは、曩の宮子皇太夫人の御事にして、孝謙天皇御即位後、其尊號を奉りしものなり。中宮の名稱が何時の頃より始まりしかは明ならず。周禮鄭玄の注に、「今稱皇后爲中宮矣」とあり。漢書顏師古の注に、「中宮、皇后之宮」とあり。

漢土に於ては其の用ひ來れるや久しと謂ふべし。本朝に於ても既に日本紀天智天皇の條に、東宮の名稱の多く見ゆれば、近江朝廷の令に於て、必ず東宮・中宮の規定ありしことと察せらる。大寶令の制定は續日本紀に、「ほい淨御原朝廷を以て准正となす」とあり。而も其淨御原朝廷の令なるものは、即ち近江朝廷の令を完成せるものなれば、大寶令の東宮・中宮の名は、畢竟天智天皇朝の規定を其のまゝに踏襲せしものにてもあるべきなり。而して其の中宮職に於て、皇太后の御事務をも管したるものなれば、天智天皇の詔に皇太后天皇と稱し給へる齊明天皇の御事を、同じ御代に中宮天皇と申して當に然るべきところなるべし。

或る人の説に、こゝに中宮とは天智天皇即ち中大兄皇子の宮を指し奉れるものにして、是れ直ちに天智天皇の御事なるべしと。

又或る人の説に、こゝに中宮とは聖德太子を上

宮太子と申す類にして、當時天皇はなほ皇太子のまゝに制を稱し給ひたれば、未だ正殿には入り給はず、中の宮にましましたるより申したるならん

と。
然れども天智天皇の五年は、天皇なほ未だ天位に即き給はず、依然皇太子として政を攝し給ひし御時なれば、其の際之を天皇と申し奉るべくもあらず。又假りに事實上より天皇と申したりども、之を呼び奉るに三后の稱なる中宮の名を以てすべきにあらざるなり。

既に皇太后天皇にてます齊明天皇を中宮天皇としも申し奉れる實例現存する以上、懷風藻に太后天皇と呼ばれ給ひし倭姬王皇后が、亦中宮天皇にてますべきは言ふまでもなかるべし。而して其の齊明天皇皇並びに倭姬王皇后を共に萬葉集に中皇命と申し、大安寺資財帳に倭姬王皇后を仲天皇と稱し奉れることによれば、中天皇なかつてんは蓋し中宮天

皇の義ならざるべからず。然れども斯くては稱徳天皇の宣命に、皇后にてましまさざりし元明天皇を中都天皇と申せる理由如何との疑問あらん。而も此天皇亦實に中宮天皇にてましましなり。

元明天皇はもと阿倍皇女と申し、文武・元正兩帝の御生母にして、草壁皇太子の妃にてましましき。かくて皇太子未だ即位に及ばずして薨じ給ひ、妃なる皇女は皇后となるに至り給はざりしも、其の御子の立ちて文武天皇とならせ給ふに及び、特に御父を遇し奉るに至尊の禮を以てし給ひ、日本紀

之を「草壁皇太子尊」と記す。本書の例「尊」は至貴の義なり。更に續日本紀には、之を「日並知皇太子尊」と云ひ、其の妃とます阿倍皇女を皇太妃とも申したり。斯くて天平寶字二年に至り、更に皇子尊を追尊して岡宮御宇天皇と申す。こゝに至りて皇太妃とます阿倍皇女は、當然皇太后たるべく、即ち中宮にてましますなり。否、後に皇太夫人藤原宮

子媛並びに高野夫人が共に中宮にてましまし、例を以て推すに、皇太妃と仰がれ給ひし文武天皇の御代に於て、既に中宮の稱を得給ひしものなるべきなり。而して其の中宮たる皇太妃立ちて元明天皇となり給ふ。之を中宮天皇と申し奉らん、毫も不可あるを見ざるなり。而して之を中都天皇と申し奉れるは、上件兩天皇の場合に同じく、共に中宮の天皇の略稱たるべきなり。中天皇の義以て解すべし。

六、結 論

天智天皇の崩後、壬申の亂平定前に於て、淡海朝廷現存して政令こゝに出でたりしことは毫末の疑を容れず。而して其元首とますべき御方は、豫定の順序にして變更するなくば、當然天智天皇の皇后倭姬王にておはしなり。天皇崩じて皇嗣御年若き場合に於て、或は皇嗣の直ちに立ち給ふこ

どの不可なる事情おはし、場合に於て、先帝の皇
后立ちて位に即き給ふの實例は、此の前後に於て
常に之を見る。倭姫王皇后の立ち給ふべき豫約の
成立せる、亦此の意味に外ならず。而して史は此
の際に於て、此の豫約を變更すべき程の事情あり
し事を傳へず。内實はとにかく、表面に於て淡海
朝廷は平和なる數月を送り給ひしなり。然らば單
に推論より之を觀るも、倭姫王は必ず淡海宮御宇
天皇として、朝に臨み給ひしならんと解するを至
當とす。況や史料として最も信すべき天平勝寶三
年の懷風藻には、天智天皇と文武天皇との御代の
間に、別に太后天皇の御世の存在せりしとを云ひ、
官の大寺たる大安寺より天平十九年に勅を奉じて
錄上せる資財帳には、此の君を仲天皇としも申し
奉り、萬葉集亦此の御歌と解すべき御詠に、中皇
命と署名し奉り、山上憶良の類聚歌林には
天皇御製歌として收む而も其の仲
天皇又は中皇命の御稱號は、稱徳天皇の宣命に中

都天皇、正倉院御所藏御物象牙札に中太上天皇と
あると同じく、もと皇后にてまし、女帝の御稱號
として、當時普通に行はれたりし語にして、太后
天皇即ち中宮天皇の御義に解せらるゝに於て、此
の倭姫王皇后が、豫定の如く天智天皇につぎて、
後淡海宮に天が下知ろしめし、天皇にましまし、
ことは、もやは毫末の疑を挟むべきにあらざるな
り。平安朝中頃以後、上下共に國史の知識極めて
缺乏せし時代の書には、時に大友皇子即位の事を
云へるものなきにあらざれども、其の記事孰れも
曖昧にして、矛盾に充たされ、毫も信すべきにあ
らず。其の誤解が文武天皇の即位と混同せる結果
なることは、大鏡に「おほどももの皇子と申し、が、
太政大臣の位にて、次にはやがて同じ年のうちに
帝になり給ひて、文武天皇と申ける」とあるによ
りて明かなり。而して其の誤解の原因は、文武天
皇にます大海人皇子を「大海皇子」と書きしより、

之をおほみど讀み大鏡には明かに「におほみ皇子」とい假名書きせり誤り、淡海朝廷の皇子にます大友皇子と混同せしにあること疑ふべからず。されば此の時代若しくは此の以後の不確實なる書に、間々大友皇子の即位を云ふものも、そは當時かゝる誤れる説の存在せしことを知るの外、一も以て重きをなすに足らざるなり。況や懷風藻に、皇子が皇太子となり給ひし事を云ひて、而も壬申の亂にあひ天命遂げ給はざりし事を云へるあるをや。「天命遂げず」とは天壽を保ち給はざりきとの謂にあらずして、天命を受けて天子となり給はざりし謂なることは、同書の序に天智天皇の立ち給ひしを謂ひて、「命を受くる」とあるの用例によりても察すべし。果して然らば後淡海宮御宇天皇は、疑もなく倭姫王にましまして、大友皇太子は皇子として政を攝し給ひしこと、なほ推古天皇朝に於ける聖德太子の如くにてましましきと解し奉るべきなり。

然るに世或は大友皇子を以て、事實天皇ましまし、如く解し、爲に壬申の亂を論じて「天武の篡奪」と云ひ、「亂臣賊子以て心を寒うし膽を破るべし」となす。余輩敢て壬申の亂の邪正曲直を論せんとするにあらず。事實を直寫して其の真相を明かにし、以て史家たるの任務をつくさんとするにあるのみ。而も親しく天下に君臨し給ひ、其の御統は爾後約百年間天位を繼承し給ひし至尊に對し奉りて、篡奪の語を用ひ、亂臣賊子に比し奉るを傍觀するに忍びざるなり。日本紀に従へば、壬申の亂は近江朝廷の皇太子なる大海人皇子が、時勢の可ならざるを見て儲位を辭し給ひしにも拘らず、後淡海宮朝廷の臣僚等、尙危害を之に加へ奉らんとするに對して、皇子の憤起し給へるものにして、勢の赴く所、つひに現皇太子にして執政にてましまし、大友皇子の、自ら縊れ給ふに至りしものなりといふ。天智天皇には四皇子ましましき。而も之を

措きて何が故に皇弟を東宮に定め給ひしか。蓋し大海人皇子は齊明天皇の御子として、天智天皇の同母弟にましまし、御年も長じ給へるが上に、天智天皇の四皇子は、建皇子が蘇我右大臣石川麿の御腹に生れ給ひし外は、孰れも御母の御身分卑しくおはし、而も其の建皇子は啞と生れ給ひ、御歳八歳にて齊明天皇四年に薨じ給ひし後なりしかば、天智天皇が御母天皇より承け給へる天下を自己に私せざるの大御心に出でしこととして、當時に取りて當に然るべき御處置なりしなるべし。大友皇子の御母宅子媛は、伊賀より貢せし采女にておはしき。采女の如き身分低き御方の御腹に生れ給ひし皇子にして、大統を継ぎ給へるもの前後に其の例あるを見ず。又川島皇子の御母は忍海小龍の女色夫古娘こぶらなと申し、施基皇子の御母は越道君伊羅都賣こしのみちのまいらつめと申す。忍海氏は神功皇后の御代に葛城襲津彦の伴ひ來りし新羅の俘虜の後か、然らざれば應神天

皇朝に阿智使主の歸化に隨ひ來りし漢人の後なるべく、孰れにしても當時に於て身分高きものにあらず。又越道君は北陸の土豪なり。されば川島・施基兩皇子の大海人皇子儲位を辭し給ひし後にも皇儲の選に漏れ給ひしこと、其の故なしと謂ふべからず。然るに大臣藤原鎌足の薨後に於ける近江朝廷の臣僚は、大海人皇子を忌みて、心を大友皇子に寄する者多かりしが故に、大海人皇子は形勢の可ならざるを見て遂に儲位を辭し給ふに至りしものゝ如く、隨つて人心多く大海人皇子に傾き、壬申の亂に脆くも近江軍の敗北を見るに至りしものなるべし。ただに天下の人心多く大海人皇子に傾きしのみならず、皇室の御内部に於ても、御心を此の皇子に寄せ給ひしもの多くおはしゝが如し。天智天皇の皇女にます鶺野讚良皇女は天武天皇の皇后として、後に位に即きて持統天皇と仰がれ給ひ、其の御妹とます阿倍皇女は、草壁皇太子御父は天武天皇御母は持統天皇

の妃として、後に位につきて元明天皇と仰がれ給ひ、天智天武兩天皇の御流はこゝに相合して久しく天が下知ろし給ひしのみならず、他の二皇子たる川島皇子・施基皇子、亦是等の御代に於てそれ〴〵重く用ひられ給ひ、大田・新田部・大江の三皇女は、共に天武天皇の妃となり給ひ、御名部・飛鳥・泉・水主の四皇女、亦それ〴〵後の代に重く待遇せられ給ひしなり。されば天智天皇の四皇子十皇女中、たゞ大友皇子と、大津皇子の妃となり給ひし山邊皇女とが、不幸にして終を完うし給はざりし以外は、孰れも大海人皇子の側に親しくおはし、ものと解せらるゝなり。かくて其の後に起れる淨見原朝廷の政治は、多く前朝の施政を祖述完成し、其の統を承け給へる代々の天皇、亦事毎に淡海朝廷を宗とし給ひ、兩者の間相扞格することなく、最も和熟したる御關係にておはし、とを示し給へるなり。しかのみならず壬申の事あるに就きても、大海人

皇子が、「若し大臣鎌足藤原をして生存せしめば、我れ豈にこゝに至らんや」冠傳〇大織と嘆息し給ひし御事情に之を鑑み、後に鎌足の子不比等が、淨見原の御系統の御代に於て自由に其の手腕を振ひたりし事實に基づきて之を察するも、壬申の亂は大化の元勳藤原鎌足の薨後に於ける、後淡海朝廷の臣僚等が、大海人東宮を思みて之を排斥し奉らんが爲に、大友皇子を擁し奉りしに起因せしものなりと解すべく、而して其亂の結果として、天下は事毎に鎌足在世當時の淡海の朝廷の政治に復せしものにして、随つて其の間に於ける倭姫王の御在位をも認めざるに至りしものなりと謂ふべきか。果して然らんには是等臣僚の野心の犠牲となり給ひて其の終を完うし給はざりし大友皇子は固より、一旦天位を踐み給ひて、後の代にも天皇の尊貴を認められながら、永く御歴代にも數へられ給はざる倭姫王は、共に御痛はしき限りにして、恐懼の至

に堪へざれども、壬申亂が淡海軍の敗北に終りて天命の大海人皇子に歸するに至りしもの、亦自から其の間然るべき事情のおはしゝものなりと解すべからんなり。されば此事變の結果として、後淡海宮御宇天皇とます倭姫王が天位を遁れ給ひしことの如きも、之を天武天皇の御側より觀察せんか、中大兄皇子が血を大極殿上に灑ぎて、玉座の御前に執政の臣蘇我入鹿を誅戮し、更に大臣蘇我蝦夷を自邸に燔死せしむるが如き斷乎たる御處置を執り給ひし後、其の事變の結果として皇極天皇天位を遁れ給ひ、天命自ら中大兄皇子に歸するに至りし事情と、相對比すべきものならんも亦知るべからず。此の際中大兄皇子が直ちに立ち給はざりしと、大海人皇子の直ちに天位を踐み給ひしと、頗る其の趣を異にするが如きありと雖、中大兄皇子は前既に言へる如く、當時御年僅に十九歳の御少年にましまして、かゝる弱年の天皇は此の前後に例

なきのみならず、未だ政治の實際にもならひ給はざりしに反して、大海人皇子は御年も長じ給ひ、且既に數年間東宮にましまして政治にも慣れ給ひしかば、其の間亦自から事情を異にするものなきにあらず。殊に前述の如く、女帝の皇位を繼承し給ふや、本來は皇嗣の成長を待ち給ふの意義によるものならんには、此の時倭姫王の位を遁れ給ひしは、曩に皇極天皇の位を遁れ給ひしに比して、寧ろ時機に適すとも言はゞ言ひ得べきに似たり。されば固より專横なる蘇我大臣父子と、後淡海朝の執政の諸臣、特に其首班とます大友皇太子とを同日に論すべきにはあらざるも、形式に於て前後相似たるものなしとは謂ふべからず。大友皇子が天皇にましますと、皇太子にして臣僚の爲に擁せられ給ひしと、壬申亂の顛末に就いて論者の見る所自から其の差なき能はざるなり。

聞くならく、普通教育上の教科書には、壬申の

亂に關する記事を忌諱して説く所なしと。余輩は之を信するを欲せず。蓋し事や大なりと雖ももと皇室の御内事に過ぎず、爲に天下の大勢に影響する所少かりしかば、簡單なる國史の之を説くに違あらずとなすが爲ならん。然れども萬一右の如く解するものあらんには、是れ教育上の一大恨事なりと謂はざるべからず。余輩は後淡海朝廷の臣僚等の野心の犠牲となり給ひし大友皇太子に對し奉りて、深く同情し奉ると共に、史上の誤解よりして篡奪の名を負ひ給へる天武天皇に對し奉りて、亦深く同情し奉るものなり。而して此の誤解よりして、國民の前に強ひて史實を隱蔽せんとする教育家に對して、遺憾なき能はざるなり。

事至尊に關す、論じて謹嚴ならざるべからず。若し言辭不穩、敬を皇室に失するあらんには、是れ一に余輩不文の罪なり。讀者文を以て意を害するなくんば幸甚し。(完) (十一、六、四)

(附言)

本編(上)を前號に發表して後、宮内省圖書寮の本多辰二郎君から、西宮記の文に就いて注意を賜はつた。それは前號四一頁に、日下部勝美の疑齋辯を引いて、「大鏡裏書引西宮記」云、天智天皇十年任_三太政大臣、十二月即_三帝位_二の文は伴信友の如き博識の人すら見た事がない程だから、以て證とはなし難く、暫く之を闕くと云つて置いたのに就いて、現に其の文のある西宮記が前田家に存し、宮内省にも其の寫しがある筈だとの事を知らせて下さつたのだ。其後東大史料編纂官の和田英松君からも同様の注意を賜はつた。和田君のは既に大正九年一月の史學雜誌に掲げられた「西宮記考」の中に述べて置かれた事なのだ。自分がそれを今日まで氣付かずに居たのはお恥しい。又和田君は、天智天皇が山科山中で行衛不明になつたといふ扶桑略記所載の

一説○前號四二頁は、既に政事要略に出て居る事で、是も同君が大正四年十一月の史學雜誌に掲げられた「政事要略考」中に述べて置かれた事を注意された。自分の懶惰なる、これも今日まで氣付かずに居たのだ。

右の西宮記の記事によつて、大友皇子即位説が既に西宮左大臣の頃、即ち延喜を距る遠からぬ頃より存在して居たことを知ることが出來た。

是は自分の説に取つて有益なる傍證を與へるものである。大體大友皇子即位説は、此の皇子が淡海朝廷の皇子にます事から、大海○實は大海人皇子の即位と混同したにあるので、それは淡海朝廷の大匠たる鎌足と、其子の淡海公とを取り違へたと同一の經路を取つたものであるとのとは、既に述べて置いた通りである。○前號三五四頁而して其の鎌足と不比等との混同が既に延喜式にあるのであるから、それと同じ時代に於て、此の間違

の説の存在したといふことは、双方相啓發して自分の假定説を確めるものであらねばならぬ。次に政事要略の記事は、是も天智天皇御行衛不明説の出所を、少くも一條天皇の頃まで遡り得るもので、壬申の事に關する種々の異説の、由來する所頗る久しいものたることを證するものとして、本編には是非注意して置くべき所であつた。

要するに右の兩者ともに、自分の説を確めるべき有益なる史料として、こゝに附記して本編の不備を補ひ、是が注意を賜はつた兩君に厚く感謝の意を表する。(十一、九、一追記)